

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 28 年 1 月 27 日（水）午後 1 時 29 分～午後 2 時 27 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 平成 28 年第 1 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1 について：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2 について (1) 一部事務組合の規約の一部改正の議案が追加予定である。 (2) 第 1 回市議会定例会の招集期日は、2 月 29 日（月）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印＝構成員 ●印＝説明員	議題 1 平成 28 年第 1 回市議会定例会提出議案について (1) 平成 28 年度武蔵村山市一般会計予算 (財政担当部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。なお、補足として、現時点での歳入歳出の総額は 26,783,346 千円で、前年度比 1.1%増である。歳入の不足分約 6 億 7 千万円については、市税、地方交付税、市町村総合交付金が当初より多く見込めたことや公共施設建設基金からの繰入額の変更等によって解消することができた。今後は端数整備等を行い、数値の確定に努める。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 平成 28 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計予算 (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。 (結 論)

提出議案として決定する。

(3) 平成 28 年度武蔵村山市下水道事業特別会計予算

(建設管理担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 平成 28 年度武蔵村山市介護保険特別会計予算

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 平成 28 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計予算

(都市整備部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 平成 28 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計予算

(市民部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市行政不服審査会設置条例

(総務部長説明)

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い、同法第 81 条第 1 項の規定に基づき設置する武蔵村山市行政不服審査会

の組織及び運営その他同法の施行について必要な事項を定める必要があるので、本案を提出する。

改正行政不服審査法では、現在では審査庁において審査を行っているものについて、審理員による審理手続が必要になる。その他にその結果を審査庁が第三者機関へ諮問をする手続が導入される。不服申立ての手続を「審査請求」に一元化することなど、審理における公正性の向上や使いやすさの向上等が図られることとなった。

このため、同法第 81 条第 1 項の規定に基づき、審理における公正性の向上の観点から、第三者機関として設置する（仮称）武蔵村山市行政不服審査会の組織及び運営等について規定する条例を制定するものである。

施行期日は、法律の施行日と同様に平成 28 年 4 月 1 日からとする。なお、例規文書審査会に付議する。附則において、武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、審査会の委員長及び委員の報酬を規定する予定である。

条例案を添付しているが、国から示されているものに基づき作成したものである。基本的にはこれに基づき提案する。

（質 疑）

○ 審理員及び第三者機関の関係はどうなっているのか。審理員はだれが務めるのか。

● 審理員が審理した結果を、審査庁が第三者機関に諮問する。第三者機関には市職員はおらず、弁護士等の識見を有する方を 5 名以内で任命する予定である。

審理員は、当該行政処分に関与しない部署の職員が務めることが原則であるが、審理の公正性の観点から、弁護士等を入れて審理を行う形を想定している。

○ 審理員は市職員だけではないということか。

● 法律上は市職員だけでもよいことになっているが、公正性を図るために弁護士等を入れて審理をする形が他市でも多いようなので、本市もそれにならう。

○ 附則で報酬を規定するのは弁護士を入れるからか。

● 附則において報酬を規定するのは、行政不服審査会の委員分のみとし、武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、審理員に任命する弁護士の報酬を規定する予定である。行政不服審査会設置条例内には「審理員」は出てこないことから附則で審理員の報酬を定めることはできない。

○ 当条例の附則と武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の二本立てということか。

- そうである。
- 審理員には市職員と弁護士がいると思うが、報酬はどのように規定するのか。
- 別表に報酬を追加する。市職員に報酬は出ないので、除く形で規定する。
- 別添の条例案には附則が付いていない。
- まだ素案であるので、これから附則を追加する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市立学校災害医療費貸付基金条例及び武蔵村山市立学校災害医療費貸付条例を廃止する条例

(企画財務部長説明)

武蔵村山市立学校災害医療費貸付基金条例及び武蔵村山市立学校災害医療費貸付条例を廃止する必要があるので、本案を提出する。

現在学齢期の児童生徒の医療費助成制度により、世帯が一定の所得未満の場合は医療費の自己負担額の軽減が図られており、近年貸付けの実績はなく、災害医療費貸付制度を維持する意義がなくなっていることから、関連 2 条例を廃止する。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市生活資金融資基金条例及び武蔵村山市生活資金融資条例を廃止する条例

(協働推進部長説明)

生活資金融資あっせん制度を廃止することに伴い、武蔵村山市生活資金融資基金条例及び武蔵村山市生活資金融資条例を廃止する必要があるので、本案を提出する。

生活資金融資あっせん制度について、行政評価の評価結果等を踏まえて、平成 27 年度をもって廃止することに伴い、関連 2 条例を廃止する。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市情報公開条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1 点目は、審理員による審理手続きに関する適用除外について、改正行政不服審査法（以下「改正法」という。）では、審理手続きにおける公正性の向上の観点から、審理員制度が適用されるが、条例に基づく処分について、第三者機関が審査庁となる場合には、当該組織自体が公正性を担保していることから、改正法第 9 条第 1 項ただし書きの規定により、審理員制度の適用除外を規定できるとしている。このため、当該条例に規定する「情報公開・個人情報保護審査会」について、審理員による審理手続きを適用しない旨の規定を追加するものである。

2 点目は、不服申立て構造の見直しについて、現行の不服申立てのうち異議申立て手続を廃止し審査請求に一元化されることから規定を整備するものである。

3 点目は、法律番号の改正について、改正法に伴い法律番号が改められたことから規定を整備するものである。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日とする。なお、関係条例をまとめて整理条例として提案予定である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市行政手続条例の一部を改正する条例

（総務部長説明）

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

不服申立て構造の見直しについて、現行の不服申立てのうち異議申立て手続を廃止し審査請求に一元化されることから規定を整備するものである。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日とする。なお、関係条例をまとめて整理条例として提案する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

（総務部長説明）

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

審理員による審理手続きに関する適用除外について、改正法では、審理手続きにおける公正性の向上の観点から審理員制度が適用

されるが、条例に基づく処分について、第三者機関が審査庁となる場合には、当該組織自体が公正性を担保していることから、改正法第9条第1項ただし書きの規定により、審理員制度の適用除外を規定できるとしている。このため、当該条例に規定する「情報公開・個人情報保護審査会」について、審理員による審理手続きを適用しない旨の規定を追加するものである。

不服申立て構造の見直しについて、現行の不服申立てのうち異議申立て手続を廃止し審査請求に一元化されることから規定を整備するものである。

法律番号の改正について、改正法に伴い、法律番号が改められたことから規定を整備するものである。

施行期日は、平成28年4月1日とする。なお、関係条例をまとめて整理条例として提案する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

地方公務員法の改正により、同法第58条の2に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項について、人事評価及び退職管理が追加され、勤務評定が削除されること等から、条例第3条に規定する任命権者の報告事項を改正する。

また、行政不服審査法の施行に伴い、第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

施行期日は、平成28年4月1日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
(総務部長説明)

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

準用される法令の改正について、条例第4条第3項の審査請求人の代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、書面で証明しなければならないとする規定が、現行の行政不服審査法から行政不

服審査法施行令に変更されたことから、規定を整備するものである。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日とする。なお、関係条例をまとめて整理条例として提案する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の改正に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

地方公務員法の改正に伴い、第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い審理員の報酬額を定め、あわせて別表第 1 に掲げる者を除く地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する職にある者の 1 時間当たりの報酬の額の上限を改める必要があるので、本案を提出する。

1 点目として、行政不服審査法の施行に伴い、審理員の報酬額を規定する。

2 点目として、従来から臨時職員として雇用していた教育特別相談員（スクールソーシャルワーカー）の嘱託化に伴い、別表第 1 に規定する地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する職にある者の 1 時間当たりの報酬の額の上限を「1,740 円」から「2,000 円」に改める。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

常勤の特別職の職員の期末手当の支給率を改定する必要がある
ので、本案を提出する。

常勤の特別職の職員の期末手当の支給率を改正する。

施行期日は、平成 27 年度 12 月期分については公布の日から施
行し平成 27 年 12 月 1 日から適用し、平成 28 年度分については平
成 28 年 4 月 1 日からとする。

一般職の職員の給与改定に準じて改正する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(18) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

一般職の職員の給料の額を改定するとともに、地方公務員法(昭
和 25 年法律第 261 号)の改正及び行政不服審査法(平成 26 年法
律第 68 号)の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を
提出する。

1 点目として、行政職給料表(1)・(2)を東京都に準拠し、改正する。

2 点目として、地方公務員法の改正に伴い、第 1 条中「第 24 条
第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改めるとともに、第 4 条に等級別
基準職務表を定める。これは従来規則で定めていたが、条例に入
れることが義務付けられたものである。また、行政職給料表(2)の 1
級及び 2 級を削除し、3 級を 1 級に、4 級を 2 級に改める。

3 点目として、行政不服審査法の施行に伴い、第 18 条の 3 第 2
項中「行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 14 条又は第
45 条」を「行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 18 条第 1
項本文」に改める。

施行期日は、給与改定については、公布の日から施行し平成 27
年 4 月 1 日から適用し、2 点目及び 3 点目については、平成 28 年
4 月 1 日から施行する。

職員の給与改定については、東京都人事委員会の勧告に準じて
実施している。公民較差解消に基づく主な勧告内容は、行政職給
料表(1)の 0.1% (平均改定率) 引上げ及び期末・勤勉手当の年間支
給月数の 0.10 月分引上げである。

本来であれば 12 月議会に上程するものであるが、国の改定がそ
の時点でなされていなかったことから、国の改定後に市におい
ても改正を行うように、東京都から依頼があったため、12 月議会
の上程を見送り今回提案するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(19) 武蔵村山市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
(総務部長説明)

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の改正に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

地方公務員法の改正に伴い、第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(20) 武蔵村山市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
(市民部長説明)

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

条例第 15 条の 2 の災害等による納期限の延長に係る規定中、第 1 項「不服申立て」を「審査請求」に改める。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日とする。なお、関係条例をまとめて整理条例として提案する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(21) 武蔵村山市事務手数料条例の一部を改正する条例
(市民部長説明)

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い提出書類等の写しの交付に関する手数料を規定する必要があるので、本案を提出する。

提出書類等の写しの交付に際して実費の範囲内で手数料を徴収することから、次の手数料を条例別表に加える。

(1) 行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付請求があったとき。

①単色刷り 片面 1 枚につき 10 円

②多色刷り 片面 1 枚につき 20 円

(2) 行政不服審査法第 81 条第 3 項が準用する第 78 条第 1 項の規定に基づく武蔵村山市行政不服審査会が行う主張書面等の写し等の交付請求があったとき。

①単色刷り 片面 1 枚につき 10 円

②多色刷り 片面 1 枚につき 20 円

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日とする。なお、手数料は行政不服審査法施行令に準拠した額とする。そして、関係条例をまとめて整理条例として提案する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(22) 武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例の一部を改正する条例

(子ども家庭担当部長説明)

多子世帯における利用者負担金の軽減の拡充に関して規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

年収約 360 万円未満の世帯について、現行制度においては、1 号認定子どもについては小学校 3 年生まで、2・3 号認定子どもについては小学校就学前までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子半額、第 3 子以降無償化を完全実施する。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日とする。

当該議案に関しては、「何歳未満の子どもを多子計算の対象とするか」など、現時点では条例改正に必要な情報が国から十分に示されていないこと等から、平成 28 年第 1 回武蔵村山市議会定例会の追加議案又は第 2 回武蔵村山市議会定例会の議案となる場合がある。

(結 論)

提出議案として決定する。

(23) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

国民健康保険税の税率等を改定するとともに、国民健康保険税の軽減の対象となる範囲を拡充する必要があるので、本案を提出する。

1 点目は、税率等の改定について、平成 28 年 1 月 12 日付武蔵村山市国民健康保険運営協議会答申「国民健康保険財政の健全化に向けた事業運営の在り方について（答申）」に基づき改定する。

基礎分については所得割、資産割、均等割、平等割、限度額を、後期支援金分については所得割、均等割、限度額を、介護納付金分については所得割、均等割、限度額を改定するものである。

2 点目は低所得者に対する軽減の拡充である。低所得者に対する 5 割・2 割軽減の対象となる範囲を拡充する。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日とする。なお、限度額及び低所

得者に対する軽減の拡充について、一本で上程するか、初日と専決の二本立てで上程するのか文書情報課と調整中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(24) 武蔵村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

定員が 18 人以下の小規模な通所介護が地域密着型通所介護として、地域密着型サービスへ移行することに伴い、「地域密着型通所介護」の人員等に関する基準の規定を追加する。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(25) 武蔵村山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

定員が 18 人以下の小規模な介護予防通所介護（要支援者に対する介護予防事業所）が地域密着型通所介護として、地域密着型サービスへ移行することに伴い、「地域密着型介護予防通所介護」の人員等に関する基準の規定を追加する。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(26) 平成 27 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 7 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。なお、補正として、歳入については各種交付金の確定通知に基づく補正、歳出については歳入に伴う充当事業が主である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(27) 平成 27 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 2 号)

(市民部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(28) 平成 27 年度武蔵村山市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

(建設管理担当部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(29) 平成 27 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(30) 平成 27 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計
補正予算(第 2 号)

(都市整備部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(31) 平成 27 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第
4 号)

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容については、人件費や東京都からの通知による補正である。

(結論)

提出議案として決定する。

(32) 市道路線の認定について

(建設管理担当部長説明)

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、本案を提出する。

開発行為に伴う道路用地の寄附申し出を受け、市道路線として認定するものである。

路線名は一般市道D第259号線、起点及び終点は三ツ藤三丁目35番地先より34番地先まで、幅員は5.00mから6.00m、延長84.86mである。

(結論)

提出議案として決定する。

(33) 昭和病院企業団脱退に伴う財産処分について

(健康福祉部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により、本案を提出する。

平成29年3月31日をもって本市が昭和病院企業団から脱退することに伴い、財産処分として278,052千円を負担するものである。

支払方法は、平成28年度から平成32年度までの5回分割とし、金利は本市脱退時における地方公共団体金融機構の公営企業債貸付のつなぎ融資の利率とする。

(結論)

提出議案として決定する。

(34) 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の11の規定により、本案を提出する。

2年ごとに改定される後期高齢者医療制度の保険料については、保険料の急激な上昇を抑えるため、その軽減に係る経費を、区市町村の一般財源から分賦金(審査支払手数料及び保険料未収金補填分等)として支弁しているが、平成28・29年度の保険料率改定に際

しても、従前と同様の措置を継続するものである。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日とする。

後期高齢者医療保険料改定については、平成 28 年 1 月 27 日開催予定の東京都後期高齢者広域連合会議会で審議されるが、平成 28・29 年度の改定案は、均等割額が 42,200 円から 42,400 円（200 円、0.5%の増）に、所得割率が 8.98%から 9.07%（0.09 ポイントの増）に予定されている。

（結 論）

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 平成 27 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 8 号）

（財政担当部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。補足として、交付金の確定に伴う補正及び厚生労働省関係の交付金に該当する事業の計上を予定している。なお、議会最終日の追加予定とする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(2) 平成 28 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 1 号）

（財政担当部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。補足として、現在のところ、健康福祉部の年金生活者等支援臨時福祉給付金等を予定している。なお、議会最終日の追加予定とする。

（結 論）

提出議案として決定する。

議題 2 その他

(1) 議案の追加について

市議会議員が加入している東京都市町村議会議員公務災害補償等組合から、規約の改正をしたい旨連絡があったが、正式に内容等が示されていない。ただし、一部事務組合としては今年度中に 3 月議会で規約改正の意向があるようなので、正式な依頼文が届いた段階で持ち回り決裁にて議案を追加する予定である。

(2) 第 1 回市議会定例会の招集期日について

	第1回市議会定例会の招集期日は2月29日(月)である。
--	-----------------------------

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等:) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等:)
------------------	---

庶務担当課	企画財務部 企画政策課(内線:374)
-------	---------------------

(日本工業規格A列4番)